

出席議員（18名）

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長	真嶋朱美	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	熊谷英樹 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	佐藤康弘 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	太田健博 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫邦則 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	佐藤潤 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大山 薫
次 長	高木 信孝
主 幹	今野 裕介
主 事	佐藤 麻美

議 事 日 程 (第5号)

令和6年9月6日(金曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第13号 みやぎ県南中核病院企業団規約の変更について
- 第 3 議案第14号 柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例
- 第 4 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 5 議案第16号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第17号 柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第18号 柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 8 議案第 19 号 財産の無償貸付の変更について
  - 第 9 議案第 20 号 指定管理者の指定について（柴田町総合体育館）
  - 第 10 議案第 21 号 令和 6 年度柴田町一般会計補正予算
  - 第 11 議案第 22 号 令和 6 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
  - 第 12 議案第 23 号 令和 6 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
  - 第 13 議案第 24 号 令和 6 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
  - 第 14 議案第 25 号 令和 6 年度柴田町水道事業会計補正予算
  - 第 15 議案第 26 号 令和 6 年度柴田町下水道事業会計補正予算
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において15番広沢 真君、16番白内恵美子さんを指名いたします。

---

### 日程第2 議案第13号 みやぎ県南中核病院企業団規約の変更について

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第13号みやぎ県南中核病院企業団規約の変更についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番吉田清君。

○3番（吉田 清君） 3番吉田清です。

議案13号のみやぎ県南中核病院規約についてですが、当初から角田市、柴田町、大河原町、村田町になっておりましたが、村田診療所におかれましては、角田市は当初から入っておらず、なぜこの令和7年4月1日から施行されるようになったのか、経緯が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） みやぎ県南中核病院設立当初からおりますので、お話をさせていただきたいと思います。多分新しい議員さんもいらっしゃるのですが、ぜひとも、柴田町将来の財政に関わるものですから、お聞きいただきたいと思います。

今おっしゃったように、みやぎ県南中核病院の規約には、本院は1市3町、角田市、大河原

町、柴田町、村田町と。村田診療所は角田市を除いて3町でというのが当初の設立の規約です。というのは、角田市から村田診療所までというのはなかなか利用する人がいないというような事情があったと。これはその前に決まっていたものですから、そう伺ったということです。

ここからなんです。よく皆さんにご理解いただきたいのは、みやぎ県南中核病院の負担金というのは、おおむね2つに分かれております。建物を建てた出資金と、それから運営費に係る分。いろいろな分です、運営費に係る分。救急病院分とか、小児医療分とか、院外保育所、いろいろあるんですけれども、こまく言ってもしょうがないので大雑把に言いますけれども、実はその中で、全体の施設分、出資金なんですが、これはやっぱり地元が大河原ですので、3億7,900万円、令和6年度で払うことになっております。柴田町は2億6,600万円払うことになっているということで、建物は大河原にありますから、1億円多く払っているということでございます。これについても負担割合が決まっています。

問題なのが、今度は運営関係ですね。みやぎ県南中核病院の救急医療分、これは明確に出ているんですね。救急医療というのは、残念ながら、言葉は悪いんですけれども赤字になりやすいということなんです。ですから、赤字の分を各自治体が負担しているということになります。令和6年度にこの救急医療に負担する総額が5億7,000万円。各自治体、1市3町で負担することになります。そのときの負担割合というのも決まっています。負担割合は、均等割が20%、人口割が30%、残りの利用者割が50%と決まっております。ちなみに今年度なんです。総額で5億7,195万円負担するんですけれども、一番負担するのが柴田町。36.3%、2億円ですね。大河原町が25.4%で1億4,000万円。あの病院の救急医療の一番お金を出しているのが柴田町と。町民の皆さんは分からないと思います。それを知らせなきゃならないんですが、なぜこうなるかといいますと、利用者割合なんです。病院の患者というのは決まっておりますので、外来は柴田町が20%、大河原町が18.1%利用しています。入院患者が、柴田町が19.5%、大河原町は13.7%。余計に利用しているから、当然余計に負担しなければならないと。これは当たり前のことでございます。ところが、1市3町以外の外来患者、それが何と39.7%の人たちが負担金を出さずに利用しているんです、救急医療。入院は43.8%負担していない。この負担していない分を一番割合で負担しているのが柴田町ということになるので、先ほど言ったように救急医療が36.3%を占めていると。実際に、先ほど言いましたよね、患者が20%、入院が19.5%しか利用していないんですよ。それにもかかわらず36.3%負担していると、ここをまず押さえていただきたいと思っております。

実はこれは阿武隈急行も同じです。柴田町、角田高校に今行っているのは50人です、調べた

ら。それに対して最大、令和4年のときに1億2,000万円払っています。ここに問題があるので、施設整備分は払いますけれども、赤字はこれからも負担しませんとずっと言い続けて、新聞でたたかれましたけれども、そういう背景が分からない方が結構いました。これは阿武隈急行の話なので、元に戻しますけれども、それで仙南2市7町で何とか仙南医療圏を維持できないかということで、実は刈田病院と中核病院の連携体制を取るということになります。それで仙南で医療圏の充実を図りましょう。そのためには、中核病院にまずは、利用していますから、救急の分だけ負担していただけませんかということで、今、調整を図っているところがございます。2市7町で負担すれば、柴田町が一番、言葉は悪いんですけども、負担する割合が大きく減るわけですね。　　ですね。今まで一番負担していたのが、ほかの自治体も負担してくれるとなると、相対的に柴田町の負担が減るんです。それで今調整中なんですけれども、そのためにも、じゃあ村田診療所は1市3町で運営しているのとほかに自治体から言われたときに、実はしていないものですから、これから2市7町から負担するときに、本院は1市3町で、村田診療所は3町で、足並みがそろっていないんじゃないかというふうに言われますので、角田市長さんをお願いして、何とか村田診療所、新しくなりましたので、ここから再スタートを切らせていただいたということで、開設者の齋町長さんと地元の村田町長さんが角田市長さんを説得して、そして合意に至ったのが今年の6月です。ということは、もう当初予算を角田市で組んでいるわけですね。規約改正は9月。角田市さんは入ってくれるほうですから、やっぱりそちらを優先しなければなりませんね。市長さんからは、やはり7月から遡ってお金を出すというのは議会並びに医師会へ説明する時間が足りないということなので、来年の4月1日からにしていただけませんかということだったので、実は一番参加してもらうことが、ここからはちょっと議事録に書いていいんだか何だか分かりませんが、休憩しますかね。休憩していただいて、議事録に載らないようにちょっといいですかね。

○議長（高橋たい子君）　暫時休憩いたします。

午前　9時40分　休　憩

---

午前　9時43分　再　開

○議長（高橋たい子君）　再開いたします。

○町長（滝口　茂君）　ということで、当初から入っていただきますと柴田町は165万3,000円少なくて済んだんですが、今年度当初予算には782万6,000円計上しています。ですから、角田市長さんが4月1日からという規約改正に合意していただければ、柴田町の当初予算はこの165万

3,000円を少なくして補正予算案を組めたんですが、角田市が交ざってくれと。そのためには、やっぱり議会への説明、医師会への説明に十分な時間が必要だということで、それではやむを得ないということで、7月ということで1年間ずれてしまったということでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「なし」の声あり）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号みやぎ県南中核病院企業団規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第14号 柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第14号柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

まず、この条例ができることによって柴田町の口腔衛生の何を変えようとしているのか、そこを教えてくださいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） この条例ができたことによって何を変えようとしているのかというところですけども、こちら第1条の目的にもございます。そして、全員協議会でもちよっと説明させていただきましたけれども、こちら、歯と口腔の健康に関する施策を総合的かつ計画的に推進して、健康寿命の延伸を図ることを目的にこの条例を基本となる事項を定めると

いうことになっておりますので、最終的には町民の健康寿命の延伸を図ることにつなげていくのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） それでは、第4条のところの第2項に、口腔の健康づくりに当たっては、医療関係者及び町民に対して情報の提供、助言その他必要な支援に努めることになっているんですね。努めることは、別にやらなくてもいいということ。やらなくてもいいというか、努力をしましょうという話なので、なぜ1条1項のように計画的に実施するものとすると言い切れないのか。ここに対して情報の提供、助言その他必要な支援をしますでなぜいけないのか、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 4条第2項、努めるものとするということですが、こちら、後の第6条とかで歯科医療等関係者のほうに努めるものとするとうたっております。こちらは、全員協議会でもお話しさせていただきましたけれども、あくまで理念条例でございます。理念条例の中にも施策を盛り込んだような条例になっております。その中で、第4条第1項では実施するものとなっておりますが、第2項では歯科医療、保健医療関係者と、後の条例にも努めるものと出てきておりますので、それを勘案して支援に努めるとしたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） 理念条例だからこういう表現だという今のご説明なんですが、それであれば第1項のほうも実施するものとするというんじゃないかと、皆さんで頑張りましょう、ただそれだけで済んじゃうわけですよ。何かその辺のスタンスが、条例というものはある何かの動きを規制するのが条例の目的となりますので、何かをするという形で。ですから、これを理念条例だと言い切るのであれば、全て努めることにしたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 理念条例の考え方、秋本議員もおっしゃるようないろいろな考え方はあると思います。第4条の第1項で実施すると、こちらは、要はここで実施するとしているのは町とか、あと国とか県と連携しという、主体が主に町とか県とか国となっておりますので、第1項はここでは実施するものとするとしていただいているところです。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（高橋たい子君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第15号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第16号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第16号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第17号 柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第17号柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番広沢 真君。

○15番（広沢 真君） 広沢です。

まず第1点目の質疑は、今回、マイナ保険証に関わって、上位法の変更に伴って町の制度でマイナ保険証に統一するというふうなことをやっているというのは理解していますが、その中で変化として結構な制度に影響があるなと思っているんですが、一つ、2つ目の制度の柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正というところで、この制度はほかの3つと違って、医療費の請求については現物給付ではなく償還払いだと思っていたんですが、その際の手続としては、医療機関で保険証の提示を求められて、あと精算をするときにまた提示を求められるということなんですけれども、今後の例えば12月2日以降にマイナ保険証に統一するというので紙の保健証を廃止とした場合に、柴田町の場合だと保険証がある場合には来年の7月31日までは紙の保健証とそれからマイナ保険証と、それ以降になるのかその前にも発行されるのか私は定かに理解していないんですが、資格確認証という3つの確認の方法があると

思うんですが、この償還払いになっている制度については、例えば、今の現状だとマイナンバーカードの取得というのはあくまでも任意とされていますから、どうしても取得したくない、マイナ保険証にしたくないという場合、資格確認証を発行して対応するとなっているんですが、その場合、この例えば母子・父子家庭医療費の助成の問題でも資格確認証のみで問題なく対応できているのかというのをまず伺いたいと思うのと、それから、あと6月会議のときに、後期高齢者の規約変更のときにも伺ったんですが、相変わらず世論の中では現行の保険証を残してほしいという各種アンケート調査が出ていまして、直近では今週月曜日の河北新報の1面で、こういう形でアンケートの結果でも、地方紙の合同アンケートで現行保健証残して8割という人が希望しているということが世論の中でも出てきています。そもそもこういう世論をほぼ考慮しないで進めているというところに問題があると考えていますが、私、医療機関のほうからのいろいろその苦情の話なんかは聞くんですが、前回のときはあまりという話でしたが、行政の側で医療機関、例えば受診した患者さんの保健証の取扱いの問題で現在まで町内医療機関でトラブルがあったなんて話は聞いていないでしょうか。

以上、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 母子・父子家庭医療費の助成に関してのご質問のところですが、医療保険確保で、医療機関を受診する際、被保険者証、マイナ保険証を提示することとされるようになりましたので、医療費の助成を受ける条件については受給者証を提示することで問題はないと考えております。

○議長（高橋たい子君） 続いて、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 2点目でございます。

私も記事を拝見させていただきました。その後、この新聞の社説なんかも読ませてもらいました。社説でもいろいろ一本化するのにこれはするなみたいなことが書いてありましたけれども、その後、後期高齢のときのご質問をいただいた後、医療機関のほうからいろいろマイナ保険証に関してのトラブルというのは、大きなトラブルというか、ほとんどこちらのほうには報告等はいただいております。

ただ、私も医療機関を受診するときに、やはりマイナ保険証を使ってくださいというか、こういうマイナ保険証、いろいろ表示物がいっぱいありまして、だんだん増えていって、医療機関に行っても患者さんが迷わないというか、そういうような努力をされているなということを感じております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（広沢 真君） 先ほど挙げた で変更を求められる各種制度ですが、例えば今ご答弁いただきました母子・父子家庭では受給者証を示せばいいということなんですけど、そもそも受給者資格を得るために保険証の提示が必要となる場合があると思うんですけども、その際、例えば先ほどお話ししたような例で、マイナ保険証にするのは嫌だというふうになって資格確認のみとなったときに、受給資格が失われるとかということにはならないのかとどうかということですね。あと、子どもの医療費の助成に関してもそういうことがケースとしては考えられなくもないし、障がい者の問題でもそうだと思うんですけど、その場合でも、12月2日以降、マイナ保険証になっていない状態でも、受給者資格は問題なく継続されるあるいは新規に申請を受け付けるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 今、広沢議員がおっしゃったように、マイナンバーカードを持っていない方とかひもづけをしていない方、オンライン資格確認ができない方については、先ほどご質問の中にありましたけれども、資格確認証、要は現行の保険証と同じ情報が記載されたものをその方に送るとするか提供するようになりますので、そちらで確認をしていただけたらと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ございますか。ありませんか。（「なし」の声あり）  
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。15番広沢真君。

〔15番 広沢 真君 登壇〕

○15番（広沢 真君） 15番広沢真です。

私は、議案第17号柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論したいと思います。

先頃行われた6月会議のときに、後期高齢者医療制度の規約変更のときも申しました趣旨としては何ら変わっておりません。もちろん上位法の変更によって柴田町が行っている仕事について何ら瑕疵があるわけでもなく、柴田町に責任を追及するという問題ではないと理解しています。

しかしながら、先ほども上げましたとおり、現行の保険証を残してほしいという世論が圧倒的に多数だと思われまます。そこについて、進めている政府の側はその国民の声に一切応えようとせず、そんなこともあるだろうぐらいのことで着々と進めて、要するに終わる期限だけは決めているという状態です。そのために不安を抱えている人が解消されるということもなく、そして、あんまり耳にはされませんが、この河北新報の記事にもありますとおり、個別の医療機関などで対応する場合のトラブルなどは多数出ております。柴田町の医療機関でも恐らく出ているんですが、私の関わっているところぐらいしか耳に入れる機会はないので、潜在的にあるというふうにはしか言うことはできませんが、恐らく特に高齢の方を中心に払拭できない不安が広がっていると考えられます。

ですから、今回の条例改正の趣旨はともかく、現行の保険証を残してほしいという意見を述べる場として、地方議会に関わる者として意見を述べる場というのはこういう場しかないものですから、その意味も込めて、今回、この条例に対して反対の立場で意見を表明させていただきます。

今後の医療機関のトラブル、そしてまた利用する患者さんたちの不安やトラブル、そして、まずこのマイナ保険証が導入されるということに対して不安や恐れを抱くことから受診抑制につながりかねない現状があるのではないかと考えます。その意味でも、現行の保険証を残すという意見を込めて、この議案第17号に対して反対の立場で討論をさせていただきました。

同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番平間幸弘君、登壇してください。

〔9番 平間幸弘君 登壇〕

○9番（平間幸弘君） 9番平間幸弘です。

議案第17号柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の改正により、本年12月2日から現行の被保険者証が廃止され、新規発行ができなくなります。

今回の条例改正は、被保険者証を発行されなくなることから影響を受ける関係条例を改正するものと認識しております。

また、12月2日の制度移行に対応するためのシステム改修や周知については既に実施いた

いていると思います。町は国民健康保険の保険者でありますので、制度運用が開始されるまで、被保険者や医療機関に不安や混乱が生じないように、制度についてさらなる周知をしていただきますようお願いいたします。

今回の条例改正は今後の制度運営等に必要不可欠なものだと考えていますので、柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について原案のとおり賛成いたします。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第18号 柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第18号柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第19号 財産の無償貸付の変更について

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第19号財産の無償貸付の変更についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号財産の無償貸付の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第20号 指定管理者の指定について（柴田町総合体育館）

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第20号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

今回の指定管理についての議案について質疑をさせていただきますけれども、指定管理の候補者が自主事業として展開する予定の事業と、それから町体育協会あるいは総合型地域スポーツクラブが展開しているあるいは展開することが予定されている事業との重複等が懸念される場所ですが、その点について町として指定管理するに当たってどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） これまで指定管理候補者との打合せの中で、柴田町のスポーツ団体組織として大きく体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブという、この大きく3つの組織について、それぞれの活動内容については指定管理候補者に説明はしてきております。

ただ、8月の全員協議会で、町から示した自主事業、これは企画提案で出された内容ですが、対象年齢、事業の活動日、例えば事業の具体的内容まではその時点ではまだ示されていないんですね。各教室等の参加料などもまだ具体化されておられません。今後その指定管理が決まって、指定管理候補者のほうからの自主事業の本当に詳細内容について協議が必要と町としても考えております。

また、その指定管理候補者で、みんなの総合体育館連絡協議会が今年4月に既に立ち上がっております。その中には体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの関係者も入っており、総合体育館が単なるスポーツ施設でなく、町民のよりどころとか健康づくり、体育館の、また町の全体のブランディングとなるよう、関係団体とこれから詳細についても話し合っていくことになっておりますので、石森議員が懸念されています重複事業、こちらについてもしっかり町がチェックしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。何点か質問させていただきたいと思います。

まず、最初に18年間の管理期間ということなので、その間の指定管理料の増加についてどのような基準になっているのかということ。

それと、今の石森君の発言とちょっとダブるかもしれませんが、持込み企画、こういう形で中でこういうイベントなり企画をやらせてほしいという、そういった外部からの持込み企画ですね。そういう持込み企画の承認というのは、あくまでこちらの指定管理者が行うのか、



その承認権というのはどちらにあるのか。そして、その場合の賃貸料というか使用料、それがどのように決まってくるのか。

それと、その持込み企画を、承認になって中でその事業をやった場合に、そこでもし建物に損害を与えた場合は、それは所有者であるコンソーシアムのほうに賠償するのか。その辺の扱いについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） 1点目の18年間の調和でよろしいですか。

○議長（高橋たい子君） もう一度、確認のためのもう一度どうぞ。

○12番（秋本好則君） 指定管理料増加についてどのような規格になっているのか。（「もう一度、すみません」の声あり）増加。（「増加」の声あり）どのような形で、いろんな物価とか上がってきますよね。そうしたときに、どういうふうな形のときに指定管理料の増加というのが出てくるのかという。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） 大変申し訳ありません。

まず、指定管理料のいわゆる変動ということだと思いますけれども、令和4年の包括で契約を結んだ後に定期契約も結ぶ、その土地の賃貸の関係も行って、その中で3年ごとにいわゆるスワップレートという利率の変動に伴う増減という形で見直しを図るという考えで契約をしているところでございます。

2点目の持込みというか、外部からの企画提案されたいわゆる認証される部分については、決定権は最終的に指定管理候補者が今のところ持っております。ただ、協定の中でもいわゆる目的外使用でしようとする場合、町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の使用料、そういったものを参考として、最終的には町と協議の上、目的外の利用料金を決定するという、指定管理協定の中にも含まれております。

もう一つ、その場合の賠償関係だと思います。賠償に関しても、損害賠償、指定管理で許可を出している以上は当然指定管理者のほうで見る。または、不可抗力の場合も多分想定されると思いますので、損害賠償に関しても、それぞれの場合によってしっかりとどちらの責任になるのかと。今の質問の中でいえば、指定管理者の責任であるのかなというふうに考えております。（「利用料」の声あり）

○議長（高橋たい子君） 利用料の分は。その企画外の企画、持込み企画の場合の料金の件、弁

願います。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） その目的外の使用料、利用料金になりますが、これは指定管理の収入となります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） 賠償責任、持込み企画をやった場合の賠償について、ちょっと中身、ケース・バイ・ケースという話だったんですが、例えば建物の窓ガラスを割るとか、機材を、例えば備品類を傷つけてしまうとか、そういったことについて、ある一定の金額によって持込み企画をやった事業体のほうに請求が来るのか、それとも建物所有者のほうで自己責任で自己で直すという形が決まってくるのか、その辺は金額で決まるのか、その被害を与えた状況によって決まるのか、どちらなのか教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） 施設を利用して、やはり壊した原因にもよるとは思いますけれども、基本的には原因者負担がまず一つ原則ありますよね。やっぱりその損害というか壊れた原因によってはどうしても判断がつかない場合、そういった場合は話合いの下なのか、保険対応になるのかということになりますけれども、原則、指定管理者のほうで責任を取るという形にはなっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ないですか。（「なし」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。10時35分再開といたします。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

日程第10 議案第21号 令和6年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第21号令和6年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず債務負担行為補正、地方債補正を含め、総活と歳入を一括といたします。

歳出については、まず1款議会費47ページから4款衛生費55ページまで、次に6款農林水産業費56ページから10款教育費64ページまでといたします。なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総活と歳入の質疑を許します。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

40ページの債務負担行為補正、デマンド型乗合タクシーの予約センターユニットハウスに関してなんですけれども、歳出のところでもユニットハウス設置の出ているんですけれども、一応令和8年度までということなんですけれども、全協で説明資料が提供されましたけれども、庁舎南側の土地の購入理由として、当初駐車場が狭いからということであったと記憶しておりますけれども、令和8年度まで当該の土地を使っても問題ないのかどうか。

あとは、8年度というのは車庫棟が建設されることを見込んでこの期間を設定したのかどうかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 取得した際は、やはり駐車場用地として取得はいたしました。その後、財政事情により車庫棟の新築についてはこのとおり遅れがちでございます。

このユニットハウスについても、まちづくり政策課なり、財政課も協力しましたが、なかなかいい物件がなくてやむを得ず、最終的には本当に店舗が見つからずに、やむなく去年購入した土地に落ち着いたということです。

この8年度までというのは、車庫棟の建設に絡んでの期限ではなくて、あくまで2年間の間にまた新たな、今、商工会が公共交通を担っていますけれども、この2年間の間にどのような

在り方がいいのか、それはもうまちづくり政策課で8年度までに何とか前に進むための検討を  
すると。

車庫棟の建設については、こちらの新たに購入した土地は今のところ含めていないんですね。  
実はその南側にもまた借地の部分がございますので、その借地の部分もどのように計画の中  
に入れていくかという、実は課題も残っております。

そういうことで、8年度までは昨年購入した土地に暫定的に置くということでご理解いた  
だきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、これで総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、47ページの議会費から55ページの衛生費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

まず、48ページです。負担金、補助金及び交付金で、県南中核病院までのタクシー助成77万  
2,000円補正されていますが、これは当初の見込みよりも多くの町民がタクシー助成を利用さ  
れているからの増額補正なのかお伺いしたいと思います。

それから、49ページの交通防犯対策費の工事請負費、防犯灯新設改良工事200万5,000円計上  
されていますが、こちらは何か所分の計上なのかお伺いしたいと思います。

それから、同じく49ページ、すみません、順番が逆になりましたけれども、上のほうの工事  
請負費で、庁舎の車庫電気自動車充電設備設置工事で9万7,000円計上されていますけれども、  
この設置場所と、それから財源についてお伺いしたいと思います。

それから、51ページです。民生費の一番下、時間外勤務手当が313万7,000円計上されていま  
す。かなり突出した金額だなという印象を受けるんですけども、この要因、内容等について  
説明をお願いします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 1点目、タクシー助成の件でございます。多くの町民が  
利用しているのかというお尋ねでございます。

タクシー助成を使う際には登録が必要になってまいります。昨年度の登録者数と今年度の登録者数には、今年度のほうが件数というか人数的には少なくなってきたでございます。人数は少なくなっているんですけども、1人当たりの利用回数が多くなっているという状況がございます。去年は、使うか使わないか分からないんですけども、とりあえず登録しましょう、今年度に関しては、間違いなく利用される方が登録しているという状況でございます。

続きまして、工事費、防犯灯工事費の関係でございます。何か所かというお尋ねでございます。

防犯灯につきましては、全部で15か所を予定してございます。うち、新設が2か所、それからLED化が12か所、撤去が1か所と、合計15か所でございます。

○議長（高橋たい子君） 財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 3点目、49ページ上のほう、14節工事請負費、電気自動車充電設備ですが、庁舎敷地の一番南側にある車庫棟、そちらに1基設置します。

なお、この設置工事費の財源については、全額みやぎ環境交付金を充当いたします。

○議長（高橋たい子君） 続いて、福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 4点目、51ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、時間外勤務手当313万7,000円増の要因でございますが、近年の社会保障費予算の伸びに比例しまして生活保護の相談、障がいサービス、医療費の申請、それらに関する実態調査、また介護保険の手続等におきまして町民の方や関係機関からの電話、来庁による相談等の対応件数が増加してございます。職務分担の見直しなどで対応している部分はあるんですが、日中の時間帯の事務処理がどうしても滞ってしまう状況がございます。

もう一つとしては、4月1日の人事異動に伴いまして配属予定だった職員が、病気休暇により1日も出勤がないまま、6月末日をもって退職に至っております。

このようなことから、4月から7月までの実績と今後の見込みにより補正予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） まず、タクシー助成の件なんですけども、1人当たりの利用が多くなっているということなんですけども、分かる範囲で結構なんですけども、多くて大体1人何回ぐらいの利用をされているのかどうか、もし手元に資料があれば構いませんけれども、お伺いしたいと思います。

それから、防犯灯の関係なんです、これまでリース等々されてきていると思いますけれども、撤去も含まれるということなんです、その撤去についてはリース分に含まれていないものだと認識していいのか。それから、今回新設する部分については、リースとはまた別で町単独で管理していくものなのかお伺いしたいと思います。

それから、時間外手当の件なんです、課長の答弁を聞くと人員が不足しているというような内容に受け止められるんですが、こんなに時間外をつけないといけなくらい業務が多くなっているのであれば、人的補充だとかそういうことを町として考えないのかどうか、これは大体1人何時間ぐらいの時間外を見込んでいるのかどうか。このぐらいの時間外でまたさらに業務負荷になって、心身的にどうかという部分も大変心配なんです、その辺のご説明をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） すみません、1人当たり何回くらい利用されているかというご質問なんです、今、数字は手元のほうにはない状況でございます。ただ、中核病院という性格上、頻りに毎週毎週とかそういった頻度ではなく、ある程度長期、数週間に一遍程度の回数で行っているものと認識してございます。

それから、防犯灯関係でございます。撤去1か所に関しましては、これはリース以外の物件でございます。それから、LED12か所の灯具交換になりますが、これにつきましてもリースとは別の物件でございまして、水銀灯、蛍光灯の町が管理するものをLED化するというものでございます。

すみません、前後いたします。先ほどの1人当たりの回数になりますが、これは令和5年度の数字でございますが、一番多い方で58回ご利用されています。ただ、58回の内には、往復になりますので、行って帰ってが2回になりますので、往復使えば半分という形になるかと思えます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 時間外の件でございますが、まず1点目の人員の不足の件に関しましては、総務課と協議をさせていただきたいと思っております。

それから、平均的な時間外でございますが、4月から8月の5か月間、1,470時間の時間外でございます。これは、月平均にしますと、1か月当たり367時間になります。また、福祉課の職員は課長以下16名でございますので、平均にしますと、一月で1人当たり25時間の時

間外というふうになってございます。

○議長（高橋たい子君） 総務課長、どうぞ。

○総務課長（加藤栄一君） 人員の確保の件でございます。

先ほど福祉課長がご答弁申し上げましたとおり、その実情については一緒に相談しながら、会計年度の確保とかそういったものを進めるようにと話はしたところなんですけれども、実際会計年度で賄える業務なのかどうなのかということで、今のところ会計年度ではなく現下で対応していただいていると。今後、あとは業務の範囲で会計年度等で処理ができるものということがあれば、確保に努めてまいります。

また、全体的な人数が少ないことから、ほかからの補充というのはなかなか難しいというのが実情でございます。

○議長（高橋たい子君） もう一点あったような。精神的な関係のケアということでもあったように思いますが。

○総務課長（加藤栄一君） 精神的なケアということでございますれば、総務課でも何かあったときには相談を受けますし、また産業医、それから別にお願ひしている精神の相談の先生もいらっしゃると思いますので、そういうところに対応していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） そうすると、今いらっしゃる職員、例えば配置転換したとしても、片一方の部署の業務が今度過多、負担になってくるということであれば、負のスパイラル的な感じもするのかなと思いますけれども、少し業務が偏ってきているのであれば、しっかりと会計年度任用職員なり、先ほど総務課長おっしゃいましたけれども、その辺の手当ても含めてしていくということを希望したいと思っておりますけれども、今、現段階で業務を精査して会計年度任用職員の充当の可能性を探っている段階だということで理解してよろしいか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 今年の4月1日人事異動で1人配属した職員が出られなくなったということも含め業務の増加も出てきましたということで、福祉課長とは相談をさせていただいているところですが、今後につきましても、会計年度任用職員に任せられる業務が整理できましたら、そのときにはまた補充を考えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。4番小田部峰之君。

○4番（小田部峰之君） 4番小田部峰之です。

49ページの上のほうの備品購入費、ドライブレコーダーなんですけど、これは何台分なのか。それから、これで全車両搭載になるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 今回は2台分です。財政課管理の公用車です。

なお、まだ出先機関等の公用車にはついていない車が多いので、こちらは順次ドライブレコーダー設置していくようになります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

48ページの総務費の企画管理費の役務費、新聞広告料、先日説明いただきましたが、もうちょっと詳しく伺いたと思います。

いつ頃掲載の予定なのか。それで、どのような文章を載せる。写真はきっと素敵なお桜が載るかと思いますが、文章としてはどのようなものを載せようと考えているのか伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） まず、いつ頃かというご質問でございます。11月もしくは12月、年末に向けてのプロモーションという形になります。

それから、文章に関してでございますけれども、これから予算をお認めいただきますと業者選定に入りますけれども、そちらの業者のほうと打合せというか話し合いながら文章は決定していく形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 提案があるんですけども、その載せる文章の中に例えば……

○議長（高橋たい子君） 白内議員、質疑には提案はございませんので。

○16番（白内恵美子君） 提案というよりは、今までは個別に例えばこういう事業をやっているから応援してくれというのはあまりなかったとは思いますが、例えば今、柴田町で図書館建設をしようとしていて、資材高騰で困っているわけですね。そういうのも含めて載せれば、全国の図書館員たちが応援してくれるかもしれないので、そういうのも含めていろいろ事業を上げていくということも今後考えるべきじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 申し訳ないんですけども、質問になりますよね。あくまでも質疑ですので、よろしいですか。（「いいですか」の声あり）もう一度。



○16番（白内恵美子君） 今までの在り方を考えるときだと私はと思いますが、そういうことというのはこの中では全く意識していないんですか。要は今までどおりの掲載をしようと考えているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 今回、この新聞広告につきましては、事業区分で申し上げますと企画管理事務事業の中に入ってまいります。ですので、いろいろ先ほど図書館とか基金とかというお話をいただいたんですけれども、あくまでもシティープロモーションという立場で今回この事業を行わせていただきたいと考えてございますので、二次的に効果としてそういうふるさと納税等につながっていけば一番いいんですけれども、狙いとしてはあくまでもシティープロモーションでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 費用対効果を考えると、やっぱりふるさと納税に結びつけていくのが一番ですよ。それはあまり意識していないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 狙いとしては確かにそういうことも十分考えてございます。今のふるさと納税の現状があまり芳しくないということがございますので、そこは考えてございますが、これをふるさと納税の費用として計上してしまいますと、いろいろ経費の制限等もございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。14番佐々木裕子さん。

○14番（佐々木裕子君） 佐々木裕子です。

52ページ、節の18で負担金、補助及び交付金なんですけれども、障害者就労支援事業において施設の整備が出ております。これはどういう設備の内容になるのか、その内容を詳しくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 52ページ、3款民生費1項社会福祉費3目障害者支援事業18節負担金、補助補及び交付金、障害者就労支援事業所施設整備事業補助600万円についてでございます。

こちらにつきましては、株式会社ほっとタウンが運営いたします柴田町槻木白幡2丁目2の12に所在する障がい者の就労継続支援B型の事業所の敷地内に既存の建物がございまして、こちらの建物を改修して、洋菓子、主にパウンドケーキの製造の工房として改修を行いまして、

障がいのある方の就労をさらに支援するという内容の目的に対して補助を行うものになります。

申請内容といたしましては、既存の平屋の鉄骨造り32.78平米に、約1坪の一般的なトイレをまず増築いたします。内部に洋菓子製造のための作業台などを設置いたします。それから、あとその他必要な電気工事などの実施という事業内容でございます。

事業費の総額については、消費税込みで現在800万円を見込んでございます。

工期につきましては、この補正予算がお認めいただければ、今年10月から11月下旬の2か月を予定してございます。

完成後につきましては、1日当たり平均で20人前後の障がいのある方の就労を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君） 1点だけ。20人ぐらいの方を雇っていただけるということなんですけれども、もうそういう従業員の確保はできているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 働く方の確保についてはこれからということになるかと思えます。作業する方について、この洋菓子を専門的に製造するわけではなくて、ほかの作業も行いながら製造に携わるということのようでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ございません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、次に56ページの農林水産業費から64ページの教育費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。17番平間奈緒美さん。

○17番（平間奈緒美君） 17番平間奈緒美です。

64ページ、教育費の目、保健体育総務費の中の工事請負費について伺います。

船岡体育館玄関屋上防水等改修工事がございますけれども、こちらの詳細について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） 船岡体育館の玄関屋上防水及び天井改修工事となりまして、

船岡体育館の入り口である玄関が、経年劣化によって現在雨漏り及び天井の腐食が目立っている状態であります。

今回の工事内容につきましては、屋上防水工事として面積約205平方メートル、玄関先の部分と体育館に入った通路部分の屋上の防水シートを撤去・新設という形で考えております。また、玄関ポーチ、いわゆるひさしの部分ですけれども、約26平方メートル、その天井材の今腐食している部分の撤去・新設もこの工事の内容に含まれているという内容でご理解いただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） では、この工事なんですけれども、工事期間中、利用者さんにも大分ご迷惑がかかると思うんですけれども、その間の体育館の利用というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） 請負業者が決まりましたら、詳細について当然協議はしてまいりますけれども、担当課としてはできるだけ利用ストップというか中止をするようなことのないように、出入口はほかにもありますので、工夫しながらしっかりと体育館の利用を確保したいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑。（「なし」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

57ページの農林水産業費の委託料、百万本植樹寄贈事業植栽委託料の詳細説明を求めます。

それから、その下の商工費、観光整備費の委託料、光のまちづくりファンタジーイルミネーションとファンタジーイルミネーション交通整理等委託料と、観光地等整備事業委託料について、昨年度並みのことがこれでできるのかどうか、それをまず伺います。観光地等整備事業委託料については、例えば今回当初予算で上げなかったことで遅れてしまったのかなと思うんですけれども、別に影響はないのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君） 57ページ、6款2項1目委託料の百万本植樹寄贈事業植栽委託料49万7,000円です。

本委託は、宮城県の事業である百万本植樹事業により寄贈を受ける緑化木の植栽を行うもの

です。

植栽場所は船岡城址公園内で、アジサイやレンギョウ、ユキヤナギなど計370本を植栽するものです。

○議長（高橋たい子君） 続いて、商工観光課長。

○商工観光課長（天野 敬君） 続きまして、57ページ、7款1項2目観光整備費の12節委託料、3件の詳細説明でございます。

まず、初めにひかりのまちづくりファンタジーイルミネーション設置管理等委託料235万3,000円でございますが、こちらは本年12月に開催する冬のイベント、柴田ファンタジーイルミネーション2024で会場の船岡城址公園内のイルミネーション等の装飾の設置、またイベント期間中の管理、そして撤去作業などを業務委託するための委託料になります。

委託料の内容につきましては、町が支給するイルミネーション物品の取付けなどによる作業労務費が主なものとなっております。

昨年との内容の比較ということなんですけれども、少なくとも昨年並み、今年はそれ以上の集客を目指したいということで、昨年とはまた違った趣のあるイルミネーションのイベント開催を目指しているというところの計画でございます。

続いて、2つ目、光のまちづくりファンタジーイルミネーション交通整理等委託料83万2,000円の内容ですが、同じくファンタジーイルミネーション期間中の会場の船岡城址公園内の駐車場で来場者の交通整理や誘導案内など安全対策を図るため、専門の警備会社へ業務委託するための委託料になります。

委託料の内容につきましては、イルミネーション期間中最も混み合う週末の金曜、土曜、日曜のほか、クリスマスや最終日になりますが12月30日の期間を想定してまして、時間については午後4時30分から午後9時までの間、警備業務に当たるための労務費となっております。

3つ目、観光地等整備事業委託料300万円でございますが、当事業は町の観光拠点である船岡城址公園の除草や花木等の剪定管理、そしてあじさい祭りや曼殊沙華祭りなど通年の観光イベント開催に合わせた観光資源の整備を通して観光客の受入れ環境整備を目的とした事業となりますが、特に6月以降、気温が高い影響で除草や花木の剪定等の業務量が増えております。今後も作業の増加が見込まれることから、今回予算を増額させていただき、引き続き適切な観光地整備を図るものでございます。

委託料の内容につきましては、作業労務費が主になりまして、一部に作業に伴う燃料費や消耗品が含まれております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。4番小田部峰之君。

○4番（小田部峰之君） 4番小田部峰之です。

60ページの南浦公園整備工事、これは遊具と暗渠の工事だということで説明を受けましたけれども、トイレが非常に使いづらいので早めにしてほしいという声がありましたので、今後の見直しをお伺いします。

あと、その同じページの一番下で、ボート定期点検、これは何艘で、あと船外機取付けなのか、どこに保管されているかの詳細説明をお願いします。

あともう一点、61ページ、危険物取扱者保安講習受講負担金なんですけれども、これの詳細説明をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 8款4項3目公園緑地費14節の南浦公園整備工事についてですが、議案説明の中で暗渠工事、それから遊具の一部工事ということで今回予定しております。

議員ご質問のとおり、この公園の整備についてはワークショップを通じて計画をつくる作業を進めてきました。その中でトイレがだいぶ老朽化が進んで早くという要望は確かに私どもも把握しているところではございますけれども、なかなかトイレの事業費というのが非常に高額になりまして、今回も限られた予算の中でまずできる部分ということで、水はけをよくするための暗渠工事、それから小さな遊具になりますけれども、そういったものの整備をまず行わせていただくということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 2点目、9款1項3目、役務費のボート定期点検料でございます。

この定期点検料につきましては、自動車ですと車検のようなものでございまして、船艇の場合、6年ごとに定期検査がございまして、今回はその中間に当たる3年目の中間検査に要する経費でございます。

ボートの台数、艘数というんですか、1艘でございます。

あと、どこに保管しているかということでございますけれども、これについては柴田町消防団の第3分団の12班・13班の詰所ということで、柴田消防署の分署の脇の詰所のほうに保管してございます。

以上です。

- 議長（高橋たい子君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（小林威仁君） 61ページ、10款1項2目18節危険物取扱者保安講習受講者負担金ですけれども、こちら、危険物の取扱者免状の公布を受けまして、現在危険物の取扱い作業に従事している者は定められた期間内に講習を受講しなければなりません。そういったことから、今回1名の職員が受講するものでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。
- 4番（小田部峰之君） 危険物取扱者1名の、これは定期的に受講しなければいけないという決まりの中でのものですか。そういう説明でしたよね。じゃあ、今後こういう危険物取扱者は増やしていくとかそういう見込みはあるんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小林威仁君） 現在、教育総務課では小中学校の灯油の地下タンクの管理をしておりますので、現在のところは1名というところで対応しております。今後については増やすという予定はございません。
- 議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）  
ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君。
- 1番（石森靖明君） 石森です。  
60ページの工事請負費、三名生公園の整備工事についてお伺いしたいと思います。  
議案の説明の際に複合遊具の設置ということであったんですが、現在三名生公園内にある既存遊具であったり、あるいは樹木の撤去費も含んだ金額なのかどうかということが1点と、それから工期についてもお伺いしたいと思います。お願いします。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（佐藤康弘君） 議案書60ページ、公園緑地の三名生公園整備工事についてですが、まず今回の工事につきましては、既存の鉄の大きな遊具、そちらの撤去費も見込んでおります。そうしまして、複合遊具ということで大分大きなものになるんですけれども、幅12メートル、それから横幅8メートル、高さにすると6.4メートルほどの複合遊具を設置する工事内容となっております。この中に樹木の伐採等は入っておりませんで、支障になる部分については公園緑地費の樹木管理、そちらのほうで樹木等の対応は考えているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。
- 1番（石森靖明君） 工期について。
- 議長（高橋たい子君） 失礼。もう一度どうぞ。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 失礼しました。工期については、一応年度内の完了を目標に進めていきますが、まず発注を行いまして、いろいろ資材等納入が不透明なところがございまして、納期を確認しまして、年度内とはいえ少しでも早く完成して、地域の皆様が利用できるように頑張りたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○1番（石森靖明君） 工期については分かりました。現在の規格に合っていない遊具があるということなので、なるべく早く取りかかっていたいただきたいなと思います。

それから、設置する遊具について説明いただきましたけれども、ワークショップでいろいろな遊具の設置について提案がされたということで承知していますけれども、まずはそのご説明があった遊具1基の設置にとどまるということによろしいかどうかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） ご質問にありますようにまずは複合遊具1基ということで、今後についても財政の状況を見ながら引き続き提案のあった遊具を計画していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかにありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

60ページ、工事請負費の一番下のところに船岡城址公園施設改修工事、これが出ているんですけども、この詳細と、それと57ページの観光整備の中の委託料に観光地等整備事業委託料が、先ほど説明があったんですけども、これと全く関連がないのかどうか、その辺の関連についてお聞きしたいと思います

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 議案書60ページ、公園緑地費の船岡城址公園施設改修工事になります。

こちらの工事につきましては、以前、城址公園のほうの用地を取得しまして、現在、早春の丘という愛称で利用していただいております山頂付近ですか、そちら側、斜面の園路一部、昨年度崩れていた部分がございます、それを直営にて、今、土のうで仮復旧を行っております。そちらの園路ののり面を復旧するための園路改修工事等が入っております。

それと併せまして、昨年度実施しておりました三の丸からあじさい谷に下りる園路、昨年度

しておりましたが、その継続分ということで一部園路工事を実施するような内容となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「改修工事と観光整備と」の声あり）失礼。

商工観光課長。

○商工観光課長（天野 敬君） 今回の、今の船岡城址公園の工事とこの観光地整備事業の委託料、関連があるかということでございますが、あくまでこの観光地整備事業につきましては園内の除草、剪定、そういったものが中心になりますので、特に今回の工事の影響があつての増額ということではございません。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） 補正という形で途中から少しこれができるという形で入ってきたんだと思うんですけども、今、館山のスロープカーが止まっていて、あしたから動き始めるようなんですけども、3か月間止まったということで、更新計画もかなりプライオリティーが高いと思うんですけども、スロープカー関係の更新について、これが入らないというのは何か事情があるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 秋本議員、今のは議題に入っていないので、質問になってしまいますので……

○12番（秋本好則君） なぜ入っていないかというのはいけないんですか。

○議長（高橋たい子君） のっているものということで質疑をしてください。入っていないんですかという質疑だったらお認めしたいと思います。

○12番（秋本好則君） 今止まっているやつがあしたから動くという なんですけども、この辺について入っていないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野 敬君） 今、秋本議員がおっしゃった船岡城址公園スロープカーが、6月26日だったかと思うんですが、紫陽花まつり開催中に部品の損耗により運行ができなくなったということで、それ以降、至急運行再開に向けて業者と調整しまして、まず部品を調達しなくちゃいけないということで、それを押さえるために、まずここは予備費充用ということで、至急、業者と契約させていただきました。ただ、部品の調達から、あとは……

○議長（高橋たい子君） 商工観光課長、聞かれたこと、質疑に対して答弁をお願いします。

○商工観光課長（天野 敬君） はい。



ということで、今回、補正予算には計上しておりませんのでご理解ください。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑。（「なし」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ないようですので、先ほど佐々木裕子議員の答弁について福祉課長から発言の訂正の申出がありましたので、これを許します。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 先ほど佐々木裕子議員より、52ページの障害者就労支援事業所施設整備事業補助についてご質問いただきました。その中で、私の答弁で運営会社の名称を株式会社ほっとタウンと申し上げましたが、正しくは株式会社ほっとファームの誤りでございますので、大変申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 佐々木裕子議員、よろしいですか。

○14番（佐々木裕子君） 聞こえなかったので、もう一度お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） じゃあ、もう一度どうぞ。

○福祉課長（三浦英明君） 運営する株式会社の名称でございますが、株式会社ほっとタウンということで先ほど答弁させていただいたんですが、正しくは株式会社ほっとファームの誤りでございますので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（高橋たい子君） 佐々木裕子議員、どうぞ。

○14番（佐々木裕子君） 前に何か説明いただいたときはほっとハートだったと思うんですけども、ファームですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） この敷地、株式会社ほっとファームが経営する、この白幡2丁目にあります事業所の名称がほっとハート柴田ということになります。（「分かりました」の声あり）

○議長（高橋たい子君） 佐々木議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで歳出の質疑を終結いたします。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号令和6年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第22号 令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第22号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第23号 令和6年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第23号令和6年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号令和6年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第24号 令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第24号令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14 議案第25号 令和6年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第25号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第26号 令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第26号令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

9月9日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時28分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月6日

議長 高橋 たい子

署名議員 15番 広 沢 真

署名議員 16番 白 内 恵美子